

栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正（案） の概要

1 改正の趣旨

本県では、土砂等の埋立て等に伴う土壌の汚染及び災害の発生を防止し、もって県民の生活の安全の確保と生活環境の保全を図ることを目的に、栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「土砂条例」という。）を施行し、土砂等の埋立て等について必要な規制を行っています。

令和3年7月に静岡県熱海市において発生した土石流災害を踏まえ、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）が令和5年5月に施行され、本県では令和7年4月から運用を開始する予定です。

土砂条例における目的のひとつである災害の発生の防止と、盛土規制法の制定目的が重複している状況を踏まえ、次のとおり条例の一部改正をしようとするものです。

2 改正の概要

(1) 災害発生防止関連規定の削除

盛土規制法が土砂条例の規制内容を包含しているため、盛土等による災害発生防止については同法により対処することとし、災害発生防止関連規定を土砂条例から削除します。

(2) 許可制の見直し

現行の土砂条例では「災害発生の防止」については許可制により盛土等の構造上の基準等の確認を行っていますが、「土壌汚染の防止」については許可後の届出等によって土壌の安全基準の確認を行っていることから、災害発生防止関連規定の削除（(1)）に伴い、許可制は廃止し、事業計画等の事前提出（届出）を求めることとします。

(3) その他

盛土規制法の規制内容や許可制度の見直し等を踏まえ、所要の改正を行います。

- ・土砂等の埋立て等に関する事業期間の制限を廃止
- ・一時堆積事業における土砂等の採取場所ごとの堆積義務を廃止
- ・立入検査等の対象者として、土砂等を搬入した者や埋立て等をするを要求した者などを明確化 等

3 施行期日

令和7年4月1日（予定）